

出テ漁獲物ヲ製造部ニ搬入スルモノトス

組合ハ前項ノ漁獲物ヲ受ケタルトキハ其數量ヲ秤量シ受領證ヲ交付スルモノトス

組合員ハ引渡ヲラシタル漁獲物ニ對シ代金假渡ノ請求ヲスルコトヲ得

前項ノ漁獲物代金ニ對スル假渡金ハ第四十二條第二表ヲ準用ス

第六十六條 前條ノ製品ハ第四十二條乃至第五十一條ニ依リ共同販賣スルモノトス

但前條ニ依リ漁獲物ノ代金ノ假渡金ヲ受ケタルモノハ其製品ニ對シ假渡

金ノ請求ヲナスコトヲ得

第六十七條 共同製造部ニ於ケル製造就業者ノ勞銀ハ第四十二條第八表ニ依リ

理事ニ之ヲ定ム

第六十八條 遭難救恤資金ハ總代會ノ決議ニ依リ別ニ定ムル規定ニ從ヒ尤ノ費

金ニ之ヲ支出スルモノトス

組合員又ハ其家族ノ遭難ニ因リ

漁具又ハ漁船ヲ喪失毀損シタルトキハ其ノ新調費又ハ修繕費ノ補助

組合員又ハ其家族ノ遭難ニ因リ員高

シ又ハ疾病ニ罹リ若ハ死亡シタルトキハ其ノ醫療費又ハ葬式費ノ補助若ハ